

栗原地域関係人口拡大プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、宮城県北部地方振興事務所（以下「発注者」という。）が発注する「栗原地域関係人口拡大プロモーション業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

高齢化・少子化などに伴い、働きがいや生きがいを持って住み続けられる地域づくりが課題の一つとなっている。一方、近年、若い世代を中心に、従来の都市志向から地方志向が広がっている。

このような状況を踏まえ、地域の持続的な活性化を推進するため、若年層（概ね 20～30 代）を中心とした人の集まる仕組みの構築を見据え、主に若年層の関わりにより、地域課題解決をテーマとしたワークショップ、イベント、体験プログラムなどを実施することにより地域の関係人口の拡大を図る。

2 委託業務の内容

栗原地域において主に若年層が関係人口となるきっかけやその土壌づくりなど、人が集まる仕組みの構築と、その継続性等を勘案し、下記（1）～（3）により、関係人口拡大に向けたプロモーションを行う。

（1）関係人口拡大に資する取組の企画及び実施

栗原地域の企業・団体等と連携し、若年層との関わりによる、栗原地域の課題の解決をテーマとしたワークショップやイベントなど関係人口拡大に資する取組を企画し実施すること（概ね 10 人以上が参加できる 3 取組程度）。

例：地域の団体等と連携したワークショップの開催、企業との連携による地元食材を活用したレシピ開発体験イベント、地域の観光資源や地元食材の魅力を体験できるバスツアーの開催、大学等と連携したゼミ合宿の受け入れなど。

（2）事業実施に向けた事業PR活動等

実施している事業やイベントなどを、効果的な周知方法（マスコミ、動画、ホームページ、SNS等の活用）により、若年層に向けて積極的なプロモーション活動を展開し、広く周知を図ること。

（3）継続的な関係人口拡大に向けた仕組みづくり

（1）、（2）の取組により得られた参加者等と地域との関係性を維持し、事業終了後の継続的な関係人口拡大に繋げていくための仕組みづくりに係る取組を、地域の団体等と連携して実施すること。

3 報告書の提出

業務完了後、本業務による成果品及び精算に関する書証の写しを添付し、業務完了報告書を発注者へ提出すること。

なお、業務完了報告書の内容は次のとおりとし、必要に応じて項目を追加すること。

- （1） 実施した業務の内容
- （2） 業務実施の結果、得られた成果及び改善点の分析
- （3） 業務実施の様子が分かる写真

4 事業提案書、見積書作成・提出にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に基づき見積書を作成する際に積算する経費の種別については、大きく分けて事業に直接携わる職員の人件費(直接人件費)及び、事業執行に直接必要とされる事務用品、旅費、謝金、印刷製本等に係る経費(直接経費)並びに、管理運営に係る経費(一般管理費)の3項目とし、これらの経費に消費税を加えた額を見積額とする。
- (2) 本仕様書に基づき見積書を作成する際の人件費については、国などによる単価基準(例:設計業務委託等技術者単価)や自団体の基準による単価なのかを明確にした上で算出すること。なお、自団体の基準によるものについては、併せてその確認が取れる資料(役員報酬規程、就業規則の当該部分の写し等)を提示すること。
- (3) 一般管理費の積算にあたっては、(直接人件費+直接経費)×一般管理比率で算出するものとする。その際の一般管理比率については、10%以内とする。
- (4) 業務終了後には速やかに業務完了報告並びに精算報告を行い、発注者はその内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。

5 委託業務の経理等

- (1) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払い等により受注者に支払った委託費に残額が生じた場合は、その差額を返還すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明確にしておくこと。
- (3) 委託費の支出内訳を証する経理書類を整理して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。また、受注者は、発注者の要求に応じ、上記の経理書類を提供すること。
- (4) 委託料の支払いについては、業務委託料の概算払いを行うことができる。

6 業務の再委託について

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で発注者の承認を得なければならない。

7 著作権について

- (1) 本業務の実施により生じた著作物(既得されているは除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、発注者へ帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせについては、業務の主要決定事項の検討時期に合わせて実施すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。